

第7 薬物・銃器犯罪の特征的傾向

1 覚醒剤事犯

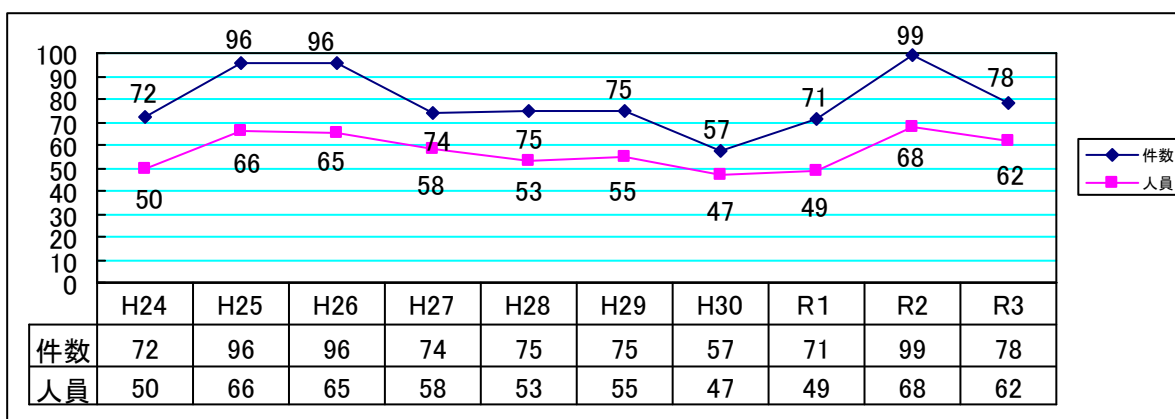
令和3年中の検挙実績は、78件62人、押収量は約88.5gであった。

(1) 覚醒剤事犯の検挙推移

ア 検挙件数・人員

図表41のとおり、平成24年以降検挙件数・人員ともに微減、微増を繰り返しながら推移している。

(図表41) 検挙件数・人員の年別推移

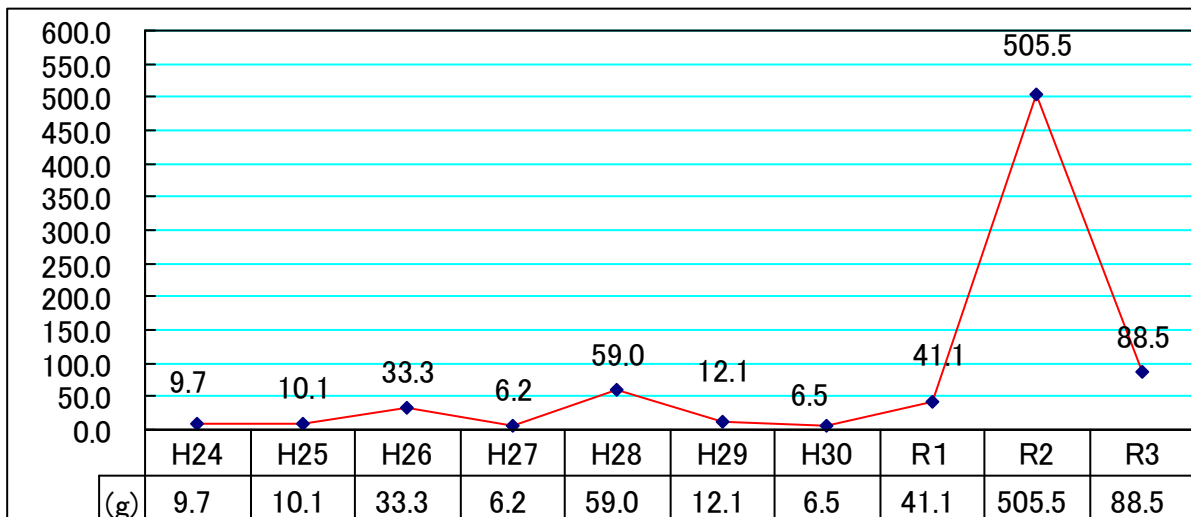


イ 覚醒剤の押収量

図表42のとおり、覚醒剤の押収量の推移は平成24年以降、ほぼ横ばいである。

令和2年の覚醒剤押収量が約506gと増加しているのは、覚醒剤営利目的の密輸入事件を検挙して大量に押収したためである。

(図表42) 覚醒剤押収量の年別推移



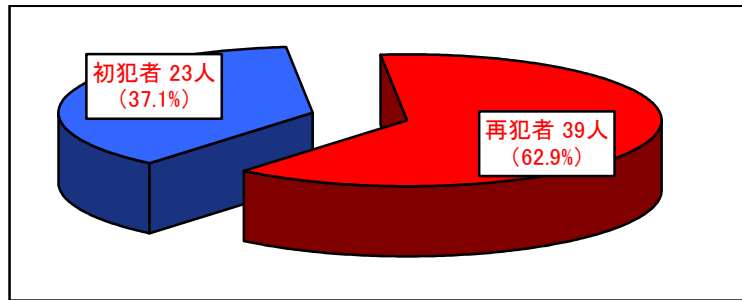
(2) 検挙人員の内訳

令和3年の検挙者について、再犯、性別、年齢、職業、暴力団、違反態様別に見ると、次のとおりである。

ア 再犯者の状況

図表43のとおり、約60%が再犯者である。

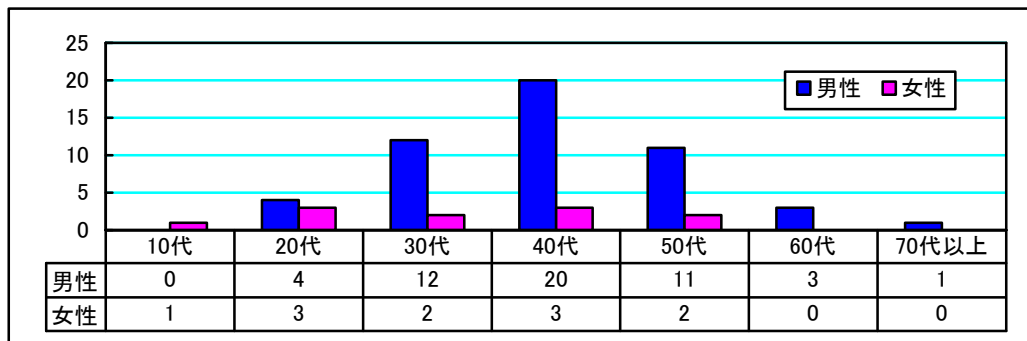
(図表43) 初犯者・再犯者の割合



イ 年齢別状況

図表44のとおり、30代から50代で、全体の約80%を占めている。

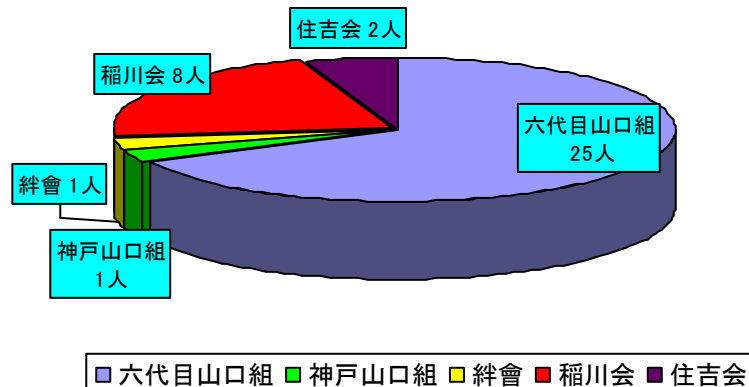
(図表44) 年齢別内訳



ウ 暴力団関係者の介入状況

団体別内訳は図表45のとおり、検挙者62人中、暴力団関係者は37人で全体の約60%を占めている。

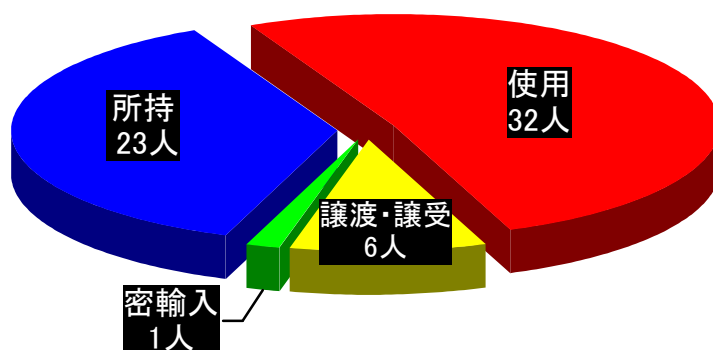
(図表45) 暴力団の団体別内訳



エ 違反態様別状況

図表 46 のとおり、態様別では使用が一番多く、次に所持となっている。

(図表 46) 違反態様別検挙内訳

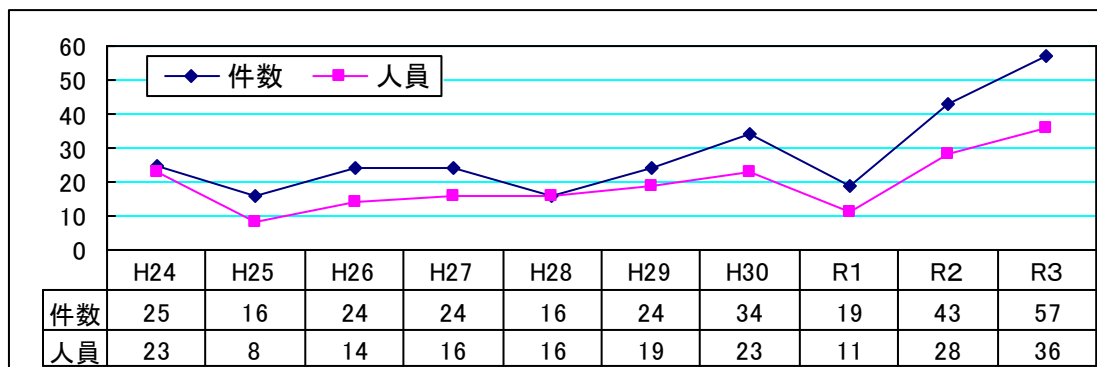


2 大麻事犯

大麻事犯の検挙件数及び人員の推移は図表 47 のとおり、年々増加傾向にあり、検挙人員は過去 10 年間のうち最多で、特に若年層の増加が懸念される。

令和 3 年中の検挙実績は、57 件 36 人、押収量は、乾燥大麻が約 80kg、大麻草が 77 本であった。

(図表 47) 大麻事犯検挙の年別推移



3 麻薬及び向精神薬事犯

令和 3 年中の検挙実績は、6 件 4 人、薬物別の押収量は、LSD が 5 錠、MDMA が 1 錠、その他の麻薬が 0.8 g であった。

違反態様は、施用 2 件、譲渡 2 件であった。

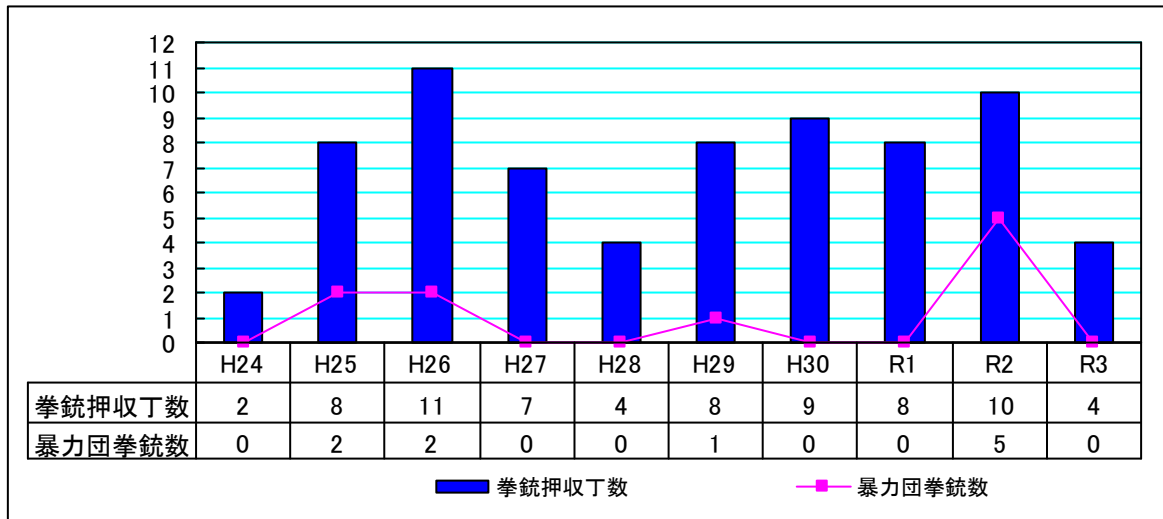
4 拳銃事犯

(1) 拳銃等の押収

図表 48 のとおり、過去 10 年の押収総数は 71 丁、うち暴力団からの押収丁数（以下「暴力団拳銃」という。）は 10 丁である。

令和 3 年の押収丁数は 4 丁で、暴力団拳銃の押収はない。

(図表 48) 拳銃押収数の推移



(2) 拳銃発砲事件

過去 10 年の県内における発砲件数は 5 件であり、いずれも暴力団が関係する発砲事件である。

令和 3 年中の発砲事件はない。

(3) 拳銃事犯の特徴

暴力団拳銃は、暴力団関係者や知人宅からの押収のほか、直接関係がないと思われる会社の物置等からも押収されており、暴力団による拳銃の隠匿方法が年々巧妙化している。

暴力団拳銃以外の拳銃については、古い民家の物置や土蔵等に遺品として残されていた旧軍用拳銃等の発見による。

(4) 拳銃 110 番報奨制度

全国的に押収丁数は減少傾向であるが、広く国民から拳銃に関する情報を収集するため、平成 20 年 5 月から「拳銃 110 番報奨制度」を運用しており、当県では平成 30 年に同制度により拳銃 1 丁を押収している。